

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 19 日（火）第 499 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 私立各種学校の廃止の認可 (学事法制課取扱い) 1  
 ○保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1  
 ○くろまぐろ（小型魚）に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 2  
 ○くろまぐろ（大型魚）に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 2  
 ○肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 2  
 ○県営土地改良事業の換地計画の決定（3件） (農地整備課取扱い) 3  
 ○特定農業用ため池の指定の解除 (農地保全課取扱い) 4  
 ○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（3件） (都市計画課取扱い) 4

## 公 告

- 令和6年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施公告 (建築課取扱い) 5  
 ○開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 7  
 ○警察官採用試験公告 (警務課取扱い) 7

## 公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則（※） (警務課取扱い) 9

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 9

## 告 示

## 鹿児島県告示第198号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第2項において準用する同法第4条第1項の規定により、私立各種学校の廃止を次のとおり認可した。

令和6年3月19日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	位 置	設置者	認可年月日	廃止期日
三州高等経理学校	大島郡与論町麦屋2878	酒匂展秀	令和6年 3月8日	令和6年 3月8日

## 鹿児島県告示第199号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和6年3月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 保安林の所在場所  
鹿児島市福山町1618番5，1618番6，1621番2，1621番5
- 指定の目的

土砂の崩壊の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第200号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和6年3月19日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 1 管理の対象となる期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

#### 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

29.3トン

#### 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業（上半期）	5.8トン
鹿児島県定置漁業（下半期）	17.3トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）	0.2トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）	5.9トン

### 鹿児島県告示第201号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和6年3月19日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 1 管理の対象となる期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

#### 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

25.2トン

#### 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業	17.8トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業	7.3トン

### 鹿児島県告示第202号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和6年3月19日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1130号	令和12年6月29日	ごま油かす及びその粉末	ごま油粕	窒素全量 6.0 りん酸全量 4.0 加里全量 1.0	該当なし	有限会社 鹿北製油	始良郡湧水町米永3122-1
鹿児島県肥第1238号	令和12年3月23日	なたね油かす及びその粉末	5.3なたね油粕粉末	窒素全量 5.3 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	該当なし	有限会社 鹿北製油	始良郡湧水町米永3122-1

**鹿児島県告示第203号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）浜瀧仁田原地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年3月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 縦覧期間  
令和6年3月21日から同年4月17日まで
- 縦覧場所  
長島町役場耕地林務課

**鹿児島県告示第204号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営経営体育成基盤整備（中山間地域型）阿久根南部地区桑原城下換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年3月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 縦覧期間  
令和6年3月21日から同年4月17日まで
- 縦覧場所  
阿久根市役所農政課

**鹿児島県告示第205号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営経営体育成基盤整備（中山間地域型）阿久根南部地区田代下換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年3月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 縦覧書類の名称

- 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和 6 年 3 月 21 日から同年 4 月 17 日まで
- 3 縦覧場所  
阿久根市役所農政課

**鹿児島県告示第206号**

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により指定した次の特定農業用ため池の指定を解除した。

令和 6 年 3 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

特定農業用 ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	解除年月日
鍋倉池	始良市鍋倉字瀧ノ下424番 外6筆	令和6年3月8日

**鹿児島県告示第207号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，都市計画事業の事業計画の変更を認可したので，次のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 施行者の名称  
曾於市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 末吉都市計画下水道事業  
(2) 名称 曾於市公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成9年11月19日から令和14年3月31日まで（変更前令和6年3月31日まで）
- 4 事業地  
(1) 収用の部分  
変更なし  
(2) 使用の部分  
変更なし

**鹿児島県告示第208号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，都市計画事業の事業計画の変更を認可したので，次のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 施行者の名称  
喜界町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 喜界都市計画下水道事業  
(2) 名称 喜界町公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成12年3月10日から令和12年3月31日まで（変更前令和6年3月31日まで）
- 4 事業地  
(1) 収用の部分  
変更なし  
(2) 使用の部分  
変更なし

## 鹿児島県告示第209号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，都市計画事業の事業計画の変更を認可したので，次のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 施行者の名称

和泊町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 和泊都市計画下水道事業

(2) 名称 和泊町公共下水道

## 3 事業施行期間

平成 6 年 2 月 14 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（変更前令和 6 年 3 月 31 日まで）

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

平成 6 年 2 月 14 日鹿児島県告示第227号，平成12年 2 月 4 日鹿児島県告示第138号，平成14年12月 6 日鹿児島県告示第1494号，平成21年 3 月 31 日鹿児島県告示第463号，平成23年 3 月 29 日鹿児島県告示第360号，平成29年 3 月 24 日鹿児島県告示第353号及び令和 3 年 3 月 23 日鹿児島県告示第384号の事業地のうち大字和泊字汐瀬及び字貞理，大字手々知名字上当，字中当り，字先間前，字ベシ城，字穴張，字後原，字船島，字アキタ及び字長浜並びに大字喜美留字前原，字吉辺名，字入田及び字塩道地内において事業地を変更し，同事業地に大字和泊字大赤平及び大字手々知名字名川を加える。

## (2) 使用の部分

変更なし

## 公 告

## 令和 6 年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により，令和 6 年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお，試験の実施に関する事務は，建築士法第15条の6第1項に規定する都道府県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

令和 6 年 3 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 試験の期日及び場所

## (1) 二級建築士試験

区 分	期 日	場 所
学科の試験	令和 6 年 7 月 7 日 (日) 午前10時10分 から午後 5 時20分 まで	(1) 鹿児島試験場 鹿児島大学工学部（鹿児島市郡元一丁目21番40号） (2) 奄美試験場 鹿児島県大島支庁本館 4 階大会議室（奄美市名瀬永田町17番 3 号）
設計製図の試験	令和 6 年 9 月 15 日 (日) 午前11時から 午後 4 時まで	鹿児島試験場 鹿児島大学工学部（鹿児島市郡元一丁目21番40号）

## (2) 木造建築士試験

区 分	期 日	場 所
学科の試験	令和 6 年 7 月 28 日 (日) 午前10時10分 から午後 5 時20分	鹿児島試験場 鹿児島大学工学部（鹿児島市郡元一丁目21番40号）

	分まで	
設計製図の試験	令和 6 年 10 月 13 日 (日) 午前 11 時から午後 4 時まで	鹿児島試験場 鹿児島大学工学部 (鹿児島市郡元一丁目 21 番 40 号)

## 2 受験資格

建築士法第 15 条各号のいずれかに該当する者

## 3 試験の内容

## (1) 学科の試験

## ア 試験科目

- (ア) 建築計画
- (イ) 建築法規
- (ウ) 建築構造
- (エ) 建築施工

## イ 試験の免除

次の表の左欄に掲げる者については、その者の申請により、それぞれ同表の右欄に掲げる学科の試験を免除する。

令和 2 年以降に都道府県知事が実施した二級建築士試験の学科の試験に合格した者のうち、合格年から令和 5 年までの「設計製図の試験」の受験回数が 2 回以内の者	二級建築士試験の学科の試験
令和 2 年以降に都道府県知事が実施した木造建築士試験の学科の試験に合格した者のうち、合格年から令和 5 年までの「設計製図の試験」の受験回数が 2 回以内の者	木造建築士試験の学科の試験

## (2) 設計製図の試験

## ア 対象者

学科の試験に合格した者及び学科の試験を免除された者

## イ 試験の課題

令和 6 年 6 月 12 日 (水) 頃からセンターのホームページ (<https://www.jaic.or.jp/>) において公表する。

## 4 受験手数料

18,500 円

## 5 受験手続

## (1) 受験申込受付期間

令和 6 年 4 月 1 日 (月) 午前 10 時から同月 15 日 (月) 午後 4 時までとする。

## (2) 受験申込方法

センターのホームページにおいて、必要な事項を入力し、申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由 (身体に障害がありインターネットの利用が困難である等) がある場合は、令和 6 年 4 月 8 日 (月) までにセンターに申し出ること。

## 6 受験票の交付

受験票 (受験番号、試験場等を明記したもの) については、原則として、二級建築士試験及び木造建築士試験の「学科の試験」の受験票は、令和 6 年 6 月 21 日 (金) 頃から、二級建築士試験の「設計製図の試験」の受験票は、令和 6 年 8 月 26 日 (月) 頃から、木造建築士試験の「設計製図の試験」の受験票については、令和 6 年 9 月 26 日 (木) 頃から受験有資格者にマイページ (インターネットによる受付において受験申込手続完了後から利用できる受験者専用のページ) において、ダウンロードができるため、必ず印刷した上で試験場に持参すること。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、二級建築士試験及び木造建築士試験の「学科の試験」の受験票については、令和 6 年 6 月 21 日

(金) 頃から、二級建築士試験の「設計製図の試験」の受験票については、令和 6 年 8 月 26 日 (月) 頃から、木造建築士試験の「設計製図の試験」の受験票については、令和 6 年 9 月 26 日 (木) 頃から受験有資格者に発送する。

7 合格者の発表等

(1) 学科の試験の合格者の発表

令和 6 年 8 月 26 日 (月) (予定) に、センターのホームページにおいて発表する。

(2) 最終合格者の発表

令和 6 年 12 月 5 日 (木) (予定) に、センターのホームページにおいて発表する。

(3) 合格者等への通知

(1) 及び (2) とともに、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

8 その他

(1) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

(2) 試験についての照会は、センター九州支部 (電話 092-471-6310) 又は公益社団法人鹿児島県建築士会本部 (電話 099-222-2005) に対して行うこと。

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 6 年 3 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

始良市宮島町 21 番 5 の一部、21 番 6 の一部、21 番 7 の一部、21 番 8 の一部、21 番 9 の一部、25 番の一部、102 番 20 の一部、102 番 25 の一部及び 102 番 26 の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

始良市宮島町 25 番地

始良市長 湯元敏浩

警察官採用試験公告

令和 6 年度警察官採用試験を警視庁 (東京都) と共同して次のとおり実施する。

令和 6 年 3 月 19 日

鹿児島県警察本部長 野川明輝

1 試験区分及び職務内容

都 県 名	試 験 区 分	職 務 内 容
鹿児島県	警察官 A (男性, 女性, 武道, サイバー), 警察官 B (男性, 女性, 武道, サイバー)	個人の生命, 身体及び財産の保護, 犯罪の予防, 鎮圧及び捜査, 被疑者の逮捕, 交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たる。
警 視 庁	警察官 A (男性), 警察官 B (男性)	

2 受験資格

(1) 年齢

都 県 名	警 察 官 A	警 察 官 B
鹿児島県	昭和 63 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた者	昭和 63 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた者
警 視 庁	平成元年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた者	平成元年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた者

(2) 学歴・資格

学 歴 等	警 察 官 A	警 察 官 B
	・ 学校教育法による大学 (4 年制大学以上のもの) を卒業した者又は令和 7 年 3 月末までに卒業見込	左記に掲げる者以外の者 (注)

学 歴	みの者 ・ 人事委員会等が上記に該当する者と同等の資格があると認める者 (注)	
試験区分 (武道) における 資 格	柔道の段位が 3 段以上又は剣道の段位が 3 段以上を有する男性	柔道の段位が 2 段以上 (学校教育法による高等学校を令和 7 年 3 月末までに卒業見込みの者は初段以上) 又は剣道の段位が 2 段以上を有する男性
そ の 他	次のいずれかに該当する者は受験できない。 ・ 日本の国籍を有しない者 ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者 (心身耗弱を原因とするもの以外)	

(注) 鹿児島県は、いわゆる飛び級等の特例がある。  
都県によって異なる場合がある。

3 試験の方法、時期及び場所

区 分		警 察 官 A	警 察 官 B
第 1 次試験	試 験 日	令和 6 年 5 月 12 日 (日)	令和 6 年 9 月 22 日 (日)
	試 験 地	鹿児島市, 出水市	鹿児島市, 出水市, 霧島市, 鹿屋市, 西之表市, 奄美市
	試 験 種 目	専門試験 (サイバー区分のみ), 教養試験, 論文試験, 適性検査, 身体検査 (注)	専門試験 (サイバー区分のみ), 教養試験, 作文試験, 適性検査, 身体検査 (注)
	合格発表	令和 6 年 5 月 27 日 (月)	令和 6 年 10 月 8 日 (火)
第 2 次試験	試 験 日	令和 6 年 7 月 8 日 (月) から同月 12 日 (金) まで	令和 6 年 11 月 11 日 (月) から同月 15 日 (金) まで
	試 験 地	鹿児島市	
	試験種目	体力検査, 実技試験 (武道のみ), 面接試験, 身体検査	
	合格発表	令和 6 年 8 月 2 日 (金)	令和 6 年 12 月 13 日 (金)

○ 鹿児島県分については、前記のとおり。警視庁については教養試験、論・作文試験の実施日等は前記のとおりであるが、それ以外については、別途警視庁が定める。

(注) 警視庁を第 1 志望とする者は、第 1 次試験は、教養試験、論・作文試験のみを行う。  
論・作文試験は、第 1 次試験日に実施するが、採点は第 2 次試験で行う。

4 受験申込手続等

インターネットによる受験申込み

	警 察 官 A	警 察 官 B
申 込 受 付 期	令和 6 年 3 月 11 日 (月) 午前 8 時 30 分から 4 月 10 日 (水) 午後 5 時 15 分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。	令和 6 年 7 月 16 日 (火) 午前 8 時 30 分から 8 月 15 日 (木) 午後 5 時 15 分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。

間	
受験申込方法	鹿児島 e 申請 ( <a href="https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect">https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect</a> ) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

## 5 採用候補者名簿の作成の方法

採用候補者名簿の作成方法は、各都県によって異なるが、鹿児島県分については次のとおりである。

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に成績順に登載される。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として 1 年間である。

## 6 給与

給与は各都県によって異なるが、鹿児島県の場合は、「鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例」(昭和 29 年鹿児島県条例第 33 号)に基づき支給される。令和 6 年 2 月 1 日時点における初任給は、下表のとおりである(職務経験等がある場合は、加算される場合がある。)

また、諸手当として、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの支給条件に基づき支給される。

試験区分	初任給基準額
警察官 A	221,400円 (大学卒)
警察官 B	192,300円 (高等学校卒業程度)

## 7 その他

試験内容等の詳細については、別に試験案内を交付する。

問 合 せ 先	
鹿児島県 警察本部 警務課	〒890-8566 鹿児島市鴨池新町10番1号 警察庁舎3階 電話(代表) 099-206-0110 (内線2636~2639) (直通) 099-206-2220

## 公安委員会規則

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 19 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

## 鹿児島県公安委員会規則第 7 号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則(昭和 59 年鹿児島県公安委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 30 条の 5 第 1 項中「奄美警察署」を「瀬戸内警察署」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 3 月 25 日から施行する。

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第 32 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号)第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 6 年 3 月 19 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pうる星やつら 2 L 2 - K	株式会社ニューギン	3P1715
ぱちんこ遊技機	P百花繚乱 F H - T F	株式会社ディ・ライト	310682

ぱちんこ遊技機	Pフィーバー三国戦騎7500	株式会社三共	3P1560
ぱちんこ遊技機	Pフィーバーありふれた職業で世界最強YR	株式会社三共	310204
回胴式遊技機	L戦姫絶唱シンフォギア 正義の歌 j A	株式会社ジェイビー	3S1917